



変更になりました

新年度がスタートしました

この4月から障がい者雇用や就労支援に関しての法制度が変化している状況を確認していきたいと思えます。障がい者雇用制度の変化に関しては、4月より「障害者雇用納付金制度」の申告内容事業主の範囲が拡大され、100人を超える事業主の方々に納付金の申告が必要になります。また「職場適応援助者助成金（ジョブコーチ）」の制度に関しても今までの雇用納付金制度から雇用保険の財源に変わり、名称も「訪問型職場適応援助促進助成金」に変化しリニューアルされるようです。

一方で就労支援に関しての法制度変化に関しては、昨年度以前から話題に上がっていた、①平成27年度以降の就労継続支援B型事業の利用に係るアセスメントについての経過措置が終了することへの対応について、②障害福祉サービス等の報酬改定があることへの影響について等検討していく事が出てきます。制度変化への対応に追われてしまいそうな事も多いですが、こんな時こそ新たな出会いや連携が生まれるチャンスと捉え、前向きに業務を行っていかねばと思っております。当センターは、新人2名を加え業務を行って参ります。今年度もこれまで以上にご指導・ご助言を頂きますようよろしくお願い致します。

障害者雇用納付金制度改正

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています。平成25年4月1日からは、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から50人以上に変わり、平成27年4月1日からは雇用率を達成していない事業主（従業員数100人以上）に納付金制度が適用となりました。

	平成25.3.31まで	平成25.4.1～
民間企業	1.8%(56人以上)	2.0%(50人以上)
国、地方公共団体	2.1%	2.3%
都道府県等の教育委員会	2.0%	2.2%

※ 障害者雇用納付金制度とは… 法定雇用率を下回っている事業主（従業員100人超）から、法定雇用障害者数に不足する人数に応じて納付金を徴収し、それを財源に法定雇用率を上回っている事業主に対して障害者雇用調整金、報奨金、各種の助成金を支給する制度です。

現在、精神障害者についての雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます。また、平成30年からは精神障がい者を算定基礎に加えることが法律により一部改正となり、障がい者を雇用する義務が拡大します。詳しくは、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ (<http://www.jeed.or.jp/>) をご覧下さい。

平成27年度 スタッフ体制 新人紹介

小松 直史
(こまつ なおらみ)

4月よりだいちで働く事となりました。前職は障がい者福祉の仕事をしておりました。新しい仕事でわからないことばかりですが、1日も早く仕事を覚えて頑張りたいと思えます。よろしくお願い致します。

◆センター長 新明 雅之

◆支援スタッフ

永野 拓己
長屋 さとみ
小松 直史

佐藤 尚美
石原 克枝
寺崎 菜波

寺崎 菜波
(てらさき ななみ)

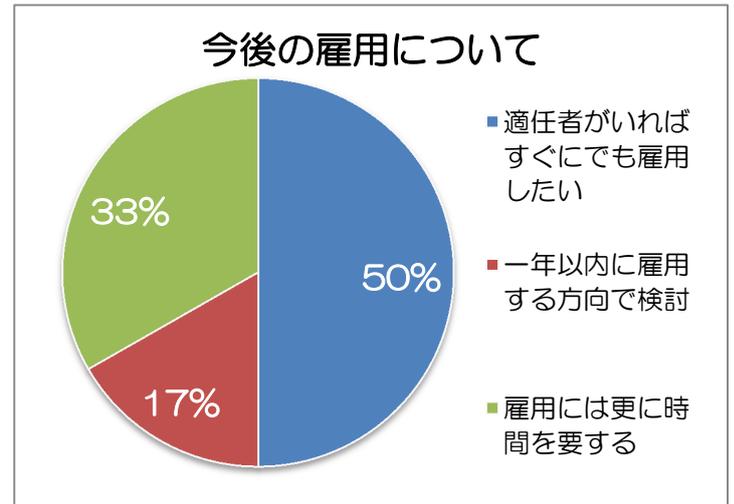
はじめまして。寺崎菜波（てらさきななみ）と申します。以前は、釧路の就労継続支援B型事業所に勤めておりました。また、いちからだいちで頑張ります。よろしくお願い致します。

☆今年度は、7名体制となります。よろしくお願い致します。

障がい者雇用促進サポーター事業 報告

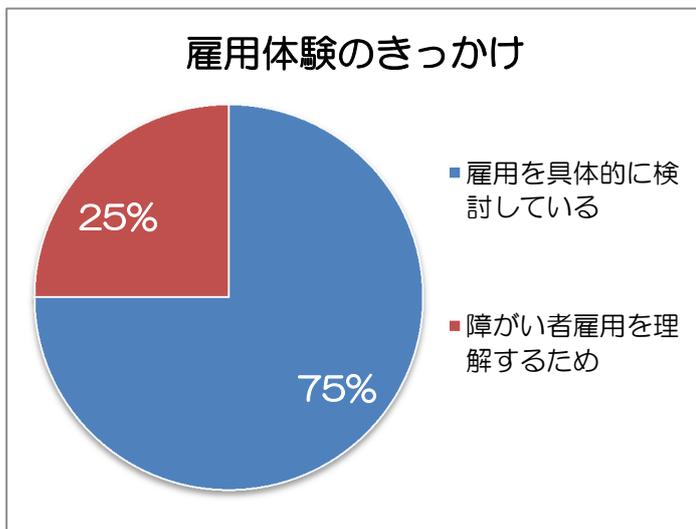
平成26年6月から平成27年3月末までの十ヶ月間、北海道からの委託を受け行っていた「障がい者雇用促進サポーター事業」が終了しました。この事業は、障害者就業・生活支援センター事業と連動して、新規に雇用をご検討頂ける企業や、新たに法定雇用率改正に伴い雇用を再考して頂く企業等に対し、雇用体験（職場実習）の手立てや、雇用に向けての準備についてご相談に乗らせていただき、不安軽減のお手伝いをさせていただく事が中心となります。また、雇用体験中や雇用後も、定期的に職場を訪問し、障がい特性を踏まえた雇用管理等に関するご相談を行い、企業と協力して職場定着を目指すものです。

前年度までも同様の事業を行わせて頂いておりましたが、雇用率改正を今年初めて知った企業も多くありました。また、必要性を感じながらも準備がわからなく、戸惑っている企業もまだまだ多いことがわかりました。そのため、障害者雇用をイメージしやすいように、説明だけでなく、先行事例の提供や職場体験などを踏まえて関わりのポイントなどをお伝えしていき



ました。結果「障がいのことがわからない」「どんな仕事をお願いしたらよいかわからない」という共通の問題点が徐々に解消されました。また、雇用体験を通じて、障がいを持たれている方との関わりや、仕事を作り出すことなど、どうしたらよいかわからない等の不安が解消されるきっかけとなり、課題が仕事内容の工夫や職場環境の見直しなどの受け入れ体制面に変化していきました。今回の事業を通し、実際に関わりを持つことで、雇用の可能性が広がることを実感することができました。

今後もご本人と企業のニーズがマッチし雇用拡大につなげられるよう、障がい理解を深める取り組みを行うことや支援制度の周知を行い、地域の障がい者雇用の促進を進めて参りたいと考えております。



だいちでは障がいのある方が、職場実習や就職の機会が持てるよう、一緒に考えていただける事業所を探しています。

平成26年度 実績報告

だいちの場所

〒080-0016
 帯広市西6条南6丁目3ソネビル2F
 TEL 0155-24-8989
 FAX 0155-20-7367
 開所時間 8:45~17:30

★ ★ ★ 交通手段 ★ ★ ★
 ◎ J R 帯広線下車、徒歩20分
 ◎ 十勝バス 市役所前下車、徒歩5分
 ◎ 車 1車でお越しの方はソネビル東館に駐車してください。
 ※ ご相談で来所された方には無料で無料チャットがあります。
 ※ 相談に来られる際は、事前にご連絡をいただけると幸いです。

	身体	知的	精神	その他	合計
支援対象障がい者登録者数	28	161	99	98	386
相談支援件数	312	2,274	1,291	1,396	5,273
就職件数	2	25	10	19	56
A型利用	0	1	3	1	5
職場準備訓練及び職場実習の斡旋件数	5	46	23	22	96
職場訪問による定着支援件数	33	424	35	104	596

	※その他の内訳	発達	難病	高次脳	その他	合計
支援対象障がい者登録者数	69	1	6	22	98	
相談支援件数	1,113	0	27	256	1,396	
就職件数	11	0	2	6	19	
A型利用	1	0	0	0	1	
職場準備訓練及び職場実習の斡旋件数	19	0	0	3	22	
職場訪問による定着支援件数	81	0	4	19	104	